

永平寺町環境審議会設置条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第28号

永平寺町環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、永平寺町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる各号について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について町長に意見を述べることができる。

(委員の構成)

第3条 審議会の委員の定数は10名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町議会議員

(3) 各種団体の代表

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認める者

2 前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が

定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員及び特別委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第8条 審議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は永平寺町役場総合政策課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(永平寺町環境基本条例の一部改正)
- 2 永平寺町環境基本条例(平成19年永平寺町条例第20号)の一部を次のように改正する。
目次中「第5章 環境審議会(第21条―第29条)」を削る。
第5章を削る。